



変更工事認定事業所制度の推進



大阪府 堺市消防局

事例類型	I 実効性向上／Ⅲ 効率化
取組期間	平成 27 年 4 月から

背景

近年、石油コンビナート地域における事故件数は高い水準で推移し、多数の死傷者を伴う深刻な事故も発生している。このような現状を受け、平成 26 年 5 月には内閣官房、総務省消防庁、厚生労働省及び経済産業省により「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」が開催され、報告書（以下「連絡会議報告書」という。）が取りまとめられた。連絡会議報告書では事業者が事故防止のために取り組むべき事項として、自主保安向上に向けた安全確保体制の整備と実施や、社内外の知見の活用のための第三者機関による評価・認定制度の活用等が重要であることが提言された。

一方、堺市では厳しい財政状況の下、将来にわたり市民サービスの維持・向上を図っていくために持続的な行財政改革に取り組む必要があり、経営資源を有効に活用するために費用対効果の最大化、経営資源の最適配分等が求められている。

内容

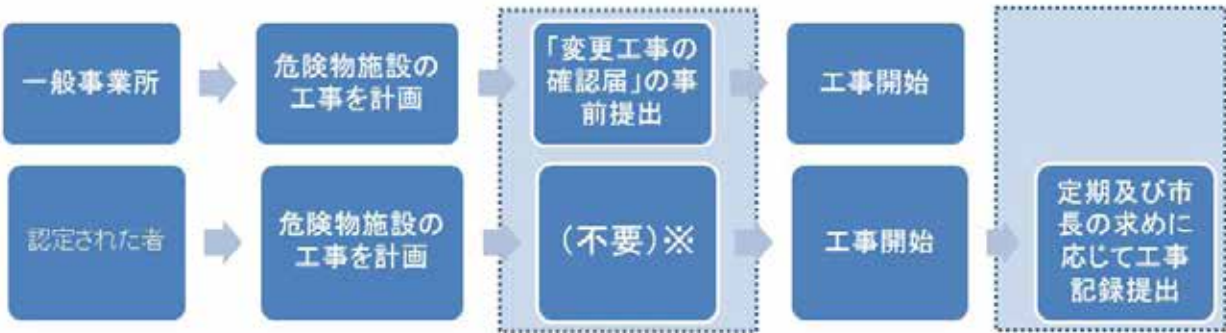
事業所が危険物施設において変更工事を行おうとする場合、技術上の基準の内容に変更が生じる場合は変更許可申請がなされ、変更が生じない場合は行政上の手続は不要となる。しかし、技術上の基準の内容に変更が生じるかどうか事前に明白でない場合は、当市の規則に基づき、事業所に対して工事を始める前に資料（以下「変更工事の確認届」という。）の届出を求め、変更許可が必要か否かの判断を消防機関が行っている。

そこで、安全性を損なわないことを前提に、事業所の自主保安の向上と、消防の行財政改革を同時に図ることを狙いとした「変更工事認定事業所制度」を平成 27 年 4 月に設立し、現在も運用している。

当該制度では、危険物に係る法令の専門的知識を有する責任者が工事を適切に管理監督していること並びに保安方針等に基づき適切に工事の安全対策及び自主保安活動が実施されていること等を審査し、変更工事の確認届により確認すべき事項を自主的に確認できる者として市長が認定したもの（以下「変更工事認定事業所」という。）に対しては、事後的に変更工事の確認届と同様の資料の提出で足りるとするものである（図 1 参照）。

なお、事後的な資料提出の機会を、当消防局が実施する定期査察等の機会としている。

【図 1】一般事業所と変更事認定事業所の事務手続き



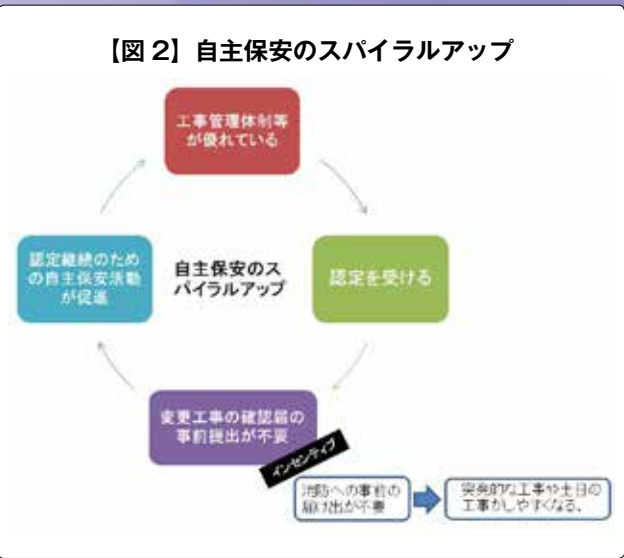
※技術上の基準の内容に変更が生じるかどうか事前に真に明白でない場合は届出が必要です。

成果

1. 事業所の自主保安向上効果

変更工事認定事業所では当消防局への変更工事の確認届の届出が不要となり、突発的な工事や休日の工事がしやすくなるとともに、届出事務の負担が軽減される。このことがインセンティブとなり、認定を継続するための自主保安活動が促進され、自主保安のスパイラルアップが期待される（図 2 参照）。

さらに、認定の審査に際しては、連絡会議報告書で提言された第三者機関の評価結果を活用することができることとしており、具体的には、危険物保安技術協会が実施している「危険物施設等の保安に関する診断」の結果を活用することを想定している。当該診断を受けることにより、社内外の知見を活用した自主保安の改善・向上はもとより、認定に係る当消防局の審査事務の軽減や認定の信頼度の担保が図られている。



2. 消防局における行財政改革効果

変更工事認定事業所における認定前と認定後の変更工事の確認届の届出数の推移は右表のとおりである。

【表】変更工事の確認届の届出数の推移

事業所別	認定年月	認定前平均届出数 (H24～H28の年度平均)	H29年度届出数	H30年度届出数 (H30.12.1現在)
A事業所	H28.12	68件	15件	6件
B事業所	H28.12	19.8件	2件	2件
C事業所	H30.3	85件	90件	8件

備考:下線部は技術上の基準の内容に変更が生じるかどうか事前に真に明白でないため届出がなされたものです。

【変更工事認定事業所の認定前と認定後の届出数の推移】

認定の取得前年度と取得後年度の変更工事の確認届の届出数を比較すると、いずれの事業所においても届出数が大きく減少しており、また当市における変更工事の確認届の全体数においても平成 29 年度は約 2 割減少しており、平成 30 年度は約 4 割届出数が減少すると見込まれる。

この届出数の減少に伴って事務が軽減されることにより生み出された時間（経営資源）を有効活用し、現在は次のような業務に取り組んでいる。

- 当消防局管内における特定事業所で発生した事故について、類似事故の発生防止を図るため、事故の概要、発生原因及び再発防止対策等を取りまとめた「事故情報等共有シート」を作成し、石油コンビナート等特別防災区域協議会を通じて各事業所に周知するとともに、査察等の機会をとらえて類似事故防止に向けた注意喚起や対策の有無等のヒアリングを実施。
- 査察の実施率の向上を図るため、本部職員による署管轄の危険物施設に対する応援査察の実施。
- 自衛防災組織の防災要員に必要な基本的な知識及び技術を修得させるための教育訓練の実施。
- 腐食に伴う事故防止を図るため、事業所、大学及び消防が連携して実施する「危険物プラント等における腐食防止の高度化に資する技術の有効性検証業務」の企画及び運営。

特記事項

変更工事認定事業所制度の申請をすることができる関係者は、石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内に所在する事業所であり、平成 30 年中には新たに 1 社が変更工事認定事業所となった。今後も当該制度を活用し、同区域内の事業所の自主保安を向上させるよう努めていく。

選考委員のコメント

危険物施設の審査業務の軽減に関し、行政の簡素合理化、民間活力の増大のトレンドを踏まえて巧みな仕組みを構築している。届出数の大幅減など、実際に効果を上げていることも素晴らしい。他の本部にも大いに参考になる取り組みである。